

鳥獣被害対策実施隊の充実強化について

長野県林務部森林づくり推進課 鳥獣対策・ジビエ振興室

1 実施隊の概要

- 鳥獣被害防止特措法に基づき、市町村は、被害防止計画に基づく捕獲、防護柵の設置といった実践的活動を担う、「鳥獣被害対策実施隊」を設置することができる。
- 実施隊の設置に当たっては、①隊員の報酬や公務災害補償措置を条例で定めること、②市町村長が隊員を任命又は指名すること の手続きが必要。

○鳥獣被害対策実施隊の概要

※ 非常勤の実施隊員の報酬や補償措置は、各市町村が条例で定める。

活動内容 (法第9条第1項)	対象鳥獣の捕獲、防護柵の設置その他の被害防止計画に基づく被害防止施策の適切な実施
実施隊員 (法第9条第3項)	・市町村長が市町村職員から指名する者 ・被害防止施策に積極的に取り組むことが見込まれる者から、市町村長が任命する者
うち、主として捕獲に従事することが見込まれる隊員（対象鳥獣捕獲員）	捕獲を適正かつ効果的に行うことができる技能を有する狩猟免許所持者 (鳥獣被害防止特措法基本指針(改正後))

2 鳥獣被害対策実施隊への優遇措置

① 技能講習の免除

一定の要件を満たす実施隊員については、銃刀法に基づく猟銃所持許可の更新等の申請に際して、技能講習が免除される。

② 狩猟税の軽減

実施隊員のうち、主として捕獲に従事することが見込まれる者（対象鳥獣捕獲員）は、狩猟税が通常の2分の1に軽減される。

③ 公務災害の適用

実施隊員のうち、民間の隊員については非常勤の公務員となり、被害対策上の災害に対する補償を受けることができる。

④ 活動経費に対する特別交付税措置

市町村が負担する実施隊の活動に係る経費は、その8割が特別交付税措置される。

⑤ ライフル銃の所持許可の特例

実施隊員であれば、継続して10年以上猟銃の所持許可がなくても、銃刀法に規定する「事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者」として、ライフル銃の所持許可の対象になり得ます。

3 鳥獣被害防止総合対策交付金による実施隊の重点支援

① 補助率の嵩上げ

通常のソフト対策の補助率が1/2であるのに対し、実施隊を中心とした活動については定額助成（市町村当たり原則200万円を上限）

② 交付金の優先配分

都道府県への交付金の配分に当たり、実施隊の設置状況に応じて優先配分

③ ソフト予算のメニュー拡充

実施隊の活動等を支援するソフト予算のメニューを拡充（H26～実施隊の体制強化に向け、農業者団体等民間団体が取り組む鳥獣被害総合防止活動への支援）

④ 各地域に対する普及啓発活動

実施隊の設置促進のための普及啓発活動を全国展開し、市町村や都道府県の要請に応じて出前説明会や関係機関への訪問説明を実施し、先行事例や取組上の工夫等についてきめ細かに周知

4 特別交付税の対象経費

駆除等経費 （交付率8割）	・ 柵（防護柵、電気柵等）、罟、檻・移動箱等の購入・設置費、これらの維持修繕費 ・ 捕獲のための餌、弾薬等の消耗品購入費 ・ 捕獲した鳥獣の買い上げ費や輸送・処理経費 ・ 猟友会等に駆除を依頼した場合の経費負担分 ・ 鳥獣被害対策実施隊の活動経費等
広報費 （交付率5割）	・ 大型獣との出会い頭事故等の防止のための広報経費 ・ 鳥獣の餌となるものを捨てないように啓発するための広報経費等
調査・研究費 （交付率5割）	・ 有害鳥獣を効果的に駆除するための研究、生態研究、捕獲等に関する実態調査等に要する経費

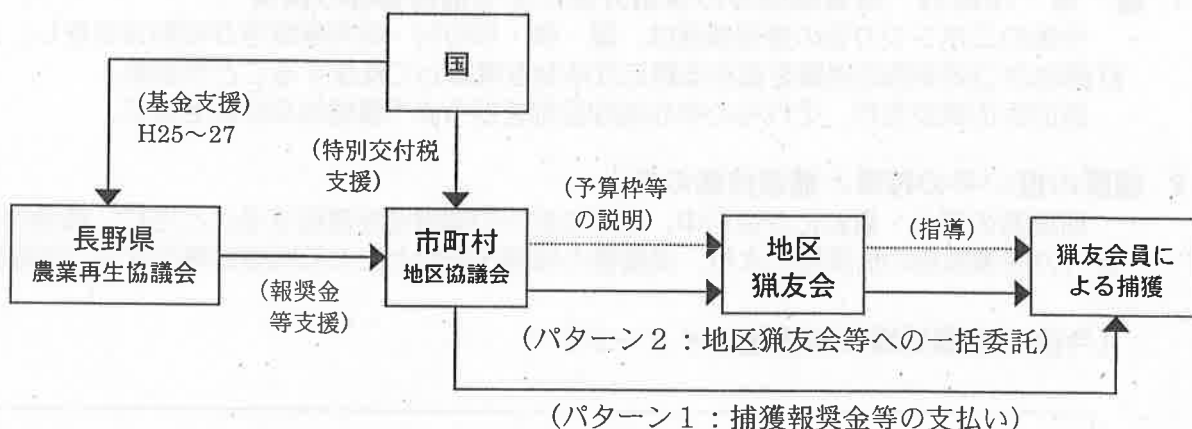
5 実施隊の設置に必要な手続き

隊員の報酬や保証措置を条例で定める

市町村長が隊員を任命又は指名する

鳥獣被害対策実施隊の充実・強化の考え方

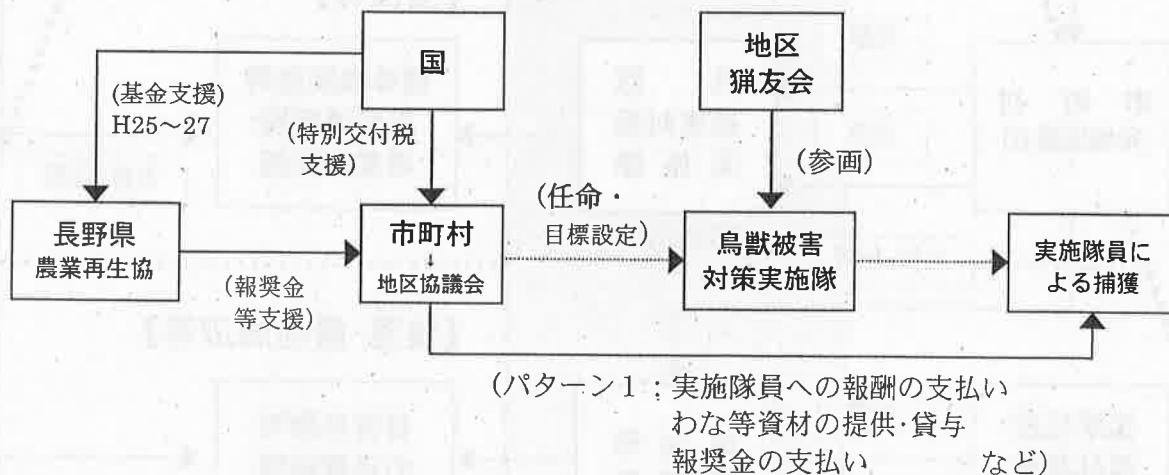
【地区猟友会を中心とした捕獲の仕組み】



【狙い】

- ア 意欲ある捕獲者による積極的・集中的な捕獲の推進
- イ 計画的な捕獲の実施による捕獲目標の達成
- ウ 市町村のコントロールによる効果的な捕獲活動の推進
- エ 捕獲技術・捕獲効率の向上
- オ 特別交付税の積極的な活用
- カ 捕獲報酬の市町村格差の平準化

【鳥獣被害対策実施隊を中心とした捕獲の仕組み】



【参考】 長野県における実施隊設置状況（H26年4月末現在） （ ）内は、うち19市分

実施隊 設置市 町村数	対象鳥獣 捕獲員設置 市町村数	区分	隊員数 (人)	狩猟免許 取得者(人)	猟友会員 (人)	狩猟税の軽減措置 を受けている対象 鳥獣捕獲員(人)
62 (16)	29 (6)	合計	1,820 (603)	1,553 (478)	1,543 (466)	1,064 (451)
		うち 市町村職員	267 (115)	86 (30)	62 (18)	13 (3)

今後の管理捕獲体制強化のイメージ図

1 国・県・市町村・被害集落等の役割分担による捕獲体制の構築

- ・ 今後の二ホンジカ等の管理捕獲は、国・県・市町村・被害集落等が役割分担をし、より計画的かつ効率的な捕獲を進める新たな体制を構築して推進することが必要。
- ・ 各地区の猟友会が、それらの中心的な役割を担うよう積極的な参画を促す。

2 捕獲の担い手の確保と捕獲技術の向上

- ・ 捕獲者の減少・高齢化が進む中、新たな若手の捕獲者を確保するとともに、捕獲の担い手への捕獲技術の伝承等により、捕獲者の捕獲技術向上による捕獲効率のアップを促進。

【今後の鳥獣捕獲体制強化のイメージ】

